

## 2 利用料（保育料）について【0～2歳児】（横浜保育室・年度限定保育事業除く（※2））

令和3年8月20日～9月12日（緊急事態宣言期間終了まで）の間、登園しなかった日数に応じて利用料を減額することとし、後日還付いたします。

登園状況については本市が利用施設に確認いたしますので、保護者の皆様に行っていただく手続き等は原則ありません（必要な場合は個別にお送りします）。

8月分の利用料変更通知等は11月～12月頃にお送りする予定です。実際の還付時期については利用施設によって異なります。詳細は利用料変更通知とともにお知らせいたします。

9月分については、時期は異なりますが、同様の手続きで還付を行います。

※2 横浜保育室・年度限定保育事業の日割り計算や還付方法については別途通知いたします。

## 3 給食費について

3～5歳児で登園しなかった期間の給食費の取扱いについては、各園で異なりますので、利用している園に御確認ください。

実際にかかった費用が、園が保護者の皆様から徴収した金額と比較し大きく下回る場合には、差額の返還や他の実費への充当等を行う場合があります。

ただし、食材の発注のタイミングや登園しなかった日数によっては、返還ができない場合があります。

（0～2歳児については、利用料（保育料）に含まれますので、上記2をご覧ください）

<問い合わせ先>

保育・教育運営課

TEL：671-3564

【保育所等の利用について】

FAX：664-5479

【横浜保育室の利用料について】

保育・教育認定課

TEL：671-0255

【認可保育所、地域型保育事業の利用料について】

FAX：550-3942

保育対策課

TEL：671-4469

【年度限定保育事業について】

FAX：550-3606

→ 該当する方へは、実費徴収時詳細をお伝え致します。